## 中国古代辺郡統治制度の研究

野口 優

本論文は、中国古代史のうち、両漢時代の辺郡における統治制度の一端の解明を図るものである。

〈序論〉では、〈一 辺郡研究の意義〉において、郡県制度のなかで、なぜ辺郡を研究するのか、そしてなぜ帝国西北辺境を特に研究するのかを確認する。〈二 辺境出土漢簡と漢簡研究の潮流〉において、 漢代の簡牘の分類を確認した上で、漢簡の研究潮流を三種に分類し、そのいずれにも問題があることを明確にした。特に、大部分の簡牘において、書写年代が不明確であったことから、辺郡の制度の通時的かつ包括的な研究を困難にしてきたという欠点を強調した。そこで、〈三 本研究の視点〉において、本研究では、古文書学的作業に加えて、簡牘に署名された各官職就任者の在任時期や書式から各簡の年代を絞り込み、前漢後半期・王莽期・後漢前半期(竇融統治期)・後漢後半期と四つの時期に分けて研究を行うという方針を明示した。そして統治制度のうち、特に文書行政制度と軍事制度を官制に留意しつつ考察することを予告した。〈四 本研究引用の辺境出土簡牘について〉において、本論文で用いる簡牘の出典を明示した。

〈第一章 前漢辺郡都尉府の職掌と辺郡統治制度〉において、辺郡における都尉府の軍 事及び行政に関する職掌の考察を通して、前漢後半期における辺郡統治制度の一端の解明 を図った。〈第一節 前漢居延・肩水地区都尉府の軍事的職掌〉は〈第一項 都尉府と兵 器・鉄器管理〉・〈第二項 都尉府と人民管理〉・〈第三項 都尉府と太守府〉から構成さ れ、都尉府の軍事的職掌を確認する。辺郡都尉府は遊牧民との前線に治所を置くことから、 遊牧民の侵入に対処するだけでなく、兵器・鉄器の管理や吏民の逃亡防止をも自らの職掌 としていた。そのため、都尉府は軍事・警察関係の事柄であるならば、軍事関係の官署以 外の他の諸官署にも命令を下すことができた。ただし、都尉府は常に太守の指揮下にあり、 自身の管轄区域を安定させることが最大の任務であった。〈第二節 前漢居延・肩水地区 都尉府の行政的職掌〉は〈第一項 都尉府と文書行政〉・〈第二項 都尉府と候官〉から 構成され、都尉府の行政的職掌を確認する。行政において、都尉府は各事案の最終的な決 定権は保持するものの、実際に候官以下の軍事機構の諸官署に関わる行政の実務の多くを 候官に処理させており、多くの場合、都尉府は提出された文書を通してはじめて候官以下 の軍事機関の情報を知り得た。候官こそが軍事関係の諸官署の行政の実務を担ったのであ る。よって、辺郡の都尉府は軍事・監察方面に特化した官署であることを論証した。〈第 三節 前漢辺郡統治制度〉は〈第一項 都尉府と県〉・〈第二項 前漢河西統治の安定化 の要因〉から構成され、辺郡統治制度と前漢後半期における西北辺郡の状勢安定の要因に ついて解明する。宣帝期に匈奴と和平が達成され、元帝期以降に農政関係の諸官署が消滅 し、都尉府は軍事的命令を他の諸官署に下す機会が無くなり、匈奴と交戦していた時期と 比べ相対的に重要性が低下した。そのため、前漢後半期に都尉府が県を統属下に置くこと はなかった。都尉府が自身の管轄区域の防衛に専念し、県が軍事関係の諸官署の行政を補 助するという、相互補完的な関係がより辺郡の状勢を安定させたのである。さらに、河西 地方に多数存在していた帰属した匈奴に対する統治制度として属国が建設され、併せて辺

郡情勢を安定させた。前漢後半期の西北辺郡は、中央政府からの援助を受けながら、郡太 守の支配の下、都尉府が県の政治に関与しない郡制度と属国制度を併用するという統治制 度を採用して、状勢を安定化させたのである。

〈第二章 王莽期の地方行政改革と辺郡における文書行政〉において、従来の研究史上 で、王莽新朝の主要な滅亡原因とされている行政の混乱と辺郡の窮乏という要因が果たし て妥当なものであるか否かを、辺郡出土の居延新旧簡・額済納漢簡・敦煌漢簡などを用い て再検討する。〈第一節 王莽期における地方行政改革と辺郡軍事機構への影響〉は〈第 一項 王莽期の地方行政改革の概要〉・〈第二節 王莽期における軍事機構の再編と変容〉 から構成される。王莽期の地方行政改革が、州・郡・県という地方監察・行政の区画単位 に等しく影響を及ぼしたことを踏まえた上で、同時期の居延の軍事機構に対する影響の有 無を考察する。特に、辺郡都尉府の再編に着目し、辺郡軍事機構においても確実に王莽期 の改革の影響を被っていることを論証した。〈第二節 王莽期辺郡における文書行政〉は 〈第一項 王莽期の俸給関係帳簿と俸給支給〉・〈第二項 王莽期の食糧支給関係帳簿と 食糧支給〉・〈第三項 王莽期の文書の点検と文書行政〉から構成される。俸給支給は、 王莽期において、従来の銅銭の給付から布帛などが代わりに支給されるなど変則的であっ たものの、軍事機構の統制は秩序だっており、中央政府からの指示も貫徹されていた。食 糧支給は、王莽期には支給量が減らされる等、前漢時代とは異なる側面が見られるものの、 当食者案、つまり食糧支給予定者にかんする(実際に受け取った)量の調査書の作成など から、王莽期においても食糧支給は大きな混乱無く執行されていた。また、その他の帳簿 の点検を調べれば、常に何種類もの簿籍が点検されるなど、文書行政は厳格に行われてお り、『漢書』王莽伝のように、辺境の官吏が横暴を働いたということは考えにくい。そし て、王莽新の滅亡原因の一つとされている行政の混乱は、西北辺境である居延地区・敦煌 地区の帳簿を分析する限りあてはまらない。ことに王莽期の記述は、後の王朝から過度に 貶められている可能性が存在し、その意味で王莽期の滅亡の要因は文献史料に限らない様 々な史料から再検討される余地が存在することを論証する。

(第三章 寶融期の河西統治制度と対外政策)は、従来の寶融期を対象とした先行研究の大多数が、居延新簡の図版・釈文が公表される 1994 年以前の研究であることから、居延新簡 (1994 年公表)及び敦煌漢簡 (1991 年公表)・額済納漢簡 (2005 年公表)を駆使し、寶融期の河西統治制度を検討した。〈第一節 寶融政権の成立と河西社会〉は〈第一項 寶融政権の成立〉・〈第二項 寶融期の河西社会〉から構成され、寶融政権の性質と寶融期の河西社会の状況を確認する。寶融政権は、河西を防衛するために、前漢以来の複数郡の共同防衛制度の延長線上に成立した軍事を主眼とした政権であった。そして、寶融政権は河西統治の安定を達成するため、行政にも多大な労力を費やさねばならなかったこと、しかも、当該期は前漢時代と比べ多数の人口の流入や経済の混乱など複雑な要素が加わったことを論証した。〈第二節 大将軍府と都尉府・太守府〉は〈第一項 都尉府の権限拡張と大将軍府〉・〈第二項 大将軍府と太守府〉から構成され、大将軍府と都尉府・太守府の関係を通して、寶融政権の統治制度について考察した。王莽期に匈奴との交戦が再開したことにより、都尉府の権限が大幅に拡大し、前漢時代には太守府に属していた県を領するまでになった。大将軍府はその都尉府を直接統属下に置き、太守府の軍事的権限を抑制した。さらに、守官の任命など太守の人事の権限を大将軍府が回収し、太守府の権

限を抑制した。このように、竇融政権は軍事や人事に関しては、大将軍府への集権化に成功した。しかし、上計簿の集約などの特定の行政事務に関しては、太守府の仲介・補助を必要とする歪な権力構造であったことを考証した。〈第三節 竇融政権の対外政策〉は〈第一項 建武五年以前の寶融政権と対外状況〉・〈第二項 建武五年以後の竇融政権の対外政策〉から構成され、河西政権の対外政策を東方の後漢王朝との関係を中心に考察した。 竇融政権は河西の東・西両方面との安定関係を築くために、常に東方に強固な王朝が出現することを待望し、東方の後漢王朝の権威を利用して西域諸国との安定的な関係を構築しようとした。つまり、河西は独立する意思など有していなかったのである。そして、後漢王朝との関係は、竇融政権が社稷祭祀や赦令など後漢王朝の支配を受け入れていたため、政治史的に建武五年夏以前と以後は分けられるべきという先学の指摘はその通りであるが、人事・立法に関する視点から見る限り、後漢王朝は竇融政権の人事決定を追認するだけであり、竇融の大将軍府は建武五年夏以降も統治に利する法令を独自に制定し続けたのである。つまり、制度的・構造的には建武五年夏以前も以後も一貫して大将軍竇融が河西統治の最高責任者であったことを論証した。

〈第四章 後漢辺境における軍事防衛体制の転換〉は、後漢時代に西北以外の各辺境に も属国が設置されたことにより、前漢後半期の西北辺境で適用されていた軍事防衛体制が 後漢時代、特に安帝期以降にどのように継承され、発展・変容していったかを探る。〈第 一節 後漢における属国の拡張〉は、〈第一項 両漢属国制度の沿革と先行研究の整理〉 ・〈第二項 後漢安帝期以前の辺郡統治制度と帝国西南の属国〉・〈第三項 安帝期の西北 辺郡状勢と居延属国の設置〉・〈第四項 安帝期前後の居延の状況と居延属国設置の意義〉 から構成される。第一節では、漢代の属国研究の成果を踏まえつつ、安帝期当時の属国設 置の状勢を帝国西南・西北の地理区分ごとに考察した。帝国西南の地に設置された三つの 属国は、前漢属国と同様に、遊牧民が多数居住する地方の状勢を安定化させるという性質 を持つ。一方、帝国西北の居延では、安帝以前より経済的に困窮していた上、遊牧民の侵 攻にも悩まされており、「放棄寸前」とまで称された居延に新たな属国を設置したことか ら考えれば、居延属国の行政文書が出土していないことは、もはや文書行政の制度が機能 していなかったことを表す可能性も考え得る。どちらにせよ、部都尉統治という従来の統 治制度が行き詰まりをみせていただけは確かである。ただ単に、従来の部都尉から属国都 尉に切り替えたわけではなく、そこには、居延に対する帝国の統御が後退したことが示唆 されることを論証した。〈第二節 後漢後半期の辺郡防衛制度の転換〉は、〈第一項 州 刺史の軍事的擡頭と帝国西南・南方の辺郡〉・〈第二項 帝国西北辺郡における州刺史・ 属国都尉の軍事防衛〉・〈第三項 北辺防備官の軍事的擡頭と帝国西北の辺郡〉・〈第四項 州牧の登場と北辺防備官の失墜〉から構成される。第二節では、後漢後半期における辺 郡防衛制度の変容を考察した。帝国西南・南部では安帝期以降に刺史の軍事的権限が拡張 し、刺史が軍事防衛の主力と成長した。後漢帝国西南の軍事防衛制度は、刺史の軍事的擡 頭と属国都尉の地位向上が加味された、前漢時代以来の西北辺郡の防衛体制の継承・発展 形態と評価できよう。一方、帝国西北では、刺史も権限を拡張していったものの、北辺防 備官(度遼将軍・持節領護官)が帰属した部族の兵力を率い、防衛の主力となっていた。 結果、刺史と北辺防備官の両者の統属関係は未だ不明瞭なままであった。この点で、後漢 西北・北方辺境は、前漢時代の軍事防衛制度から逸脱してしまったと解釈して良かろう。

刺史と北辺防備官の両者の曖昧な官制上の関係に終止符を打ったのが、霊帝期に勃発した 黄巾の乱及びその後数年に頻発した各地の叛乱であった。これらの叛乱により、持節領護 官は相次いで斃れ、州牧が黄巾の乱の戦後処理及び持節領護官亡き後の地方叛乱を鎮圧す るために設置されることになったのである。これらの事態により、州牧の優位が決定づけ られ、州優位の状勢は魏晋南北朝時代に引き継がれて行ったことを展望した。

(結論)では、四章にわたって、中国西北辺境を中心として、中国古代の辺郡統治制度を考察してきた内容を総括した。本論文が制度史研究を志向する以上、個々の時代の諸制度の個別具体的検証・評価に終始するだけでなく、各時期を統括的に貫く通時的・構造的で、かつより抽象度の高い結論を提示する必要がある。そのため、各章における考証結果を単純に繰り返すのではなく、四章より得られた結果が中国古代史上においていかに展開されるのか、より通時的・構造的な意義を重視して論じた。特に、序論で提示した研究課題である、(一)中国古代の辺郡における文書行政、(二)中国古代の辺郡防衛制度、(三)中国古代の辺郡官制、に分類してそれぞれ総括した。